

平成30年度 教育委員会 第15回定例会 議案

1 日 時 平成30年12月19日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 議 事

第34号議案 静岡県立富士山麓山の村の廃止

… 1

4 閉 会

第 34 号議案

静岡県立富士山麓山の村の廃止

静岡県立富士山麓山の村を平成 32 年 3 月 31 日をもって廃止する。

平成 30 年 12 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

(参考)

静岡県立富士山麓山の村の廃止について

(高校教育課)

1 要 旨

利用者の動向や市町施設の廃止など県立施設を取り巻く環境の変化に対応するため、富士山麓山の村を含む県立青少年教育施設等について、機能・役割や保有規模などについて検討してきた。その結果等を踏まえ、富士山麓山の村の今後のあり方について方針決定する。

2 考え方

①施設設備の老朽化による維持保全経費の増加

- ・開所から29年が経過し、施設設備の老朽化が著しく、維持保全経費が増加見込

②利用者数の減少

- ・延利用者数
平成元年度(開所時)72,775人 → 平成29年度19,025人(1/4程度まで減少)
- ・高校の集団宿泊訓練実施校
 - ・本来の設置目的である「高校の集団訓練」としての学年単位の利用が減少
平成7年度37校 → 平成30年度1校
 - ・HR活動や部活動等の利用も含めた高校生の29年度延利用者数
平成元年度比7.0%、全体に占める高校生の利用割合は18.1%

③他施設での野外体験活動の継続実施

- ・宿泊訓練施設のニーズ(年間利用者数2万人程度)は他の青少年教育施設で受け入れが可能であり、同種の活動プログラムを引き続き実施することが可能
- ・県内の青少年教育施設は、豊富な人材を有し、施設職員からきめ細かな指導・助言を受けることができることから、本施設と同等以上の教育効果を他の施設でも担保することが可能

3 方 針

平成32年3月31日をもって廃止

- ・平成31年10月まで利用者を受入れ
- ・31年度末頃より建物等解体撤去、原状回復(土壌改良)工事を実施、33年度末までに国有地等の借地を返還

4 廃止後の体験活動の推進

- ・自然体験や社会体験などの体験活動は、自主性や協調性、社会性を涵養するためにも重要であり、活動の機会を確保する必要があることから、防災教育や地域連携・地域貢献、社会奉仕活動など他の教育活動に関連付けた取組等を通して活動を推進
- ・県立青少年教育施設において、各施設の特徴を活かしたプログラム開発や、教育的効果を高める方法の研究などを通じ、これまで以上に充実した体験活動を推進

5 今後のスケジュール(案)

平成31年2月	県議会 条例廃止案 議案提出
3月	教育委員会定例会 規則廃止案 議案上程

静岡県立富士山麓山の村の廃止について

(高校教育課)

1 議案の要旨

利用者の動向や市町施設の廃止など県立施設を取り巻く環境の変化に対応するため、富士山麓山の村を含む県立青少年教育施設等について、機能・役割や保有規模などについて検討してきた結果を踏まえ、富士山麓山の村の今後のあり方について方針決定する。

2 議案の位置付け

教育委員会が所管する教育機関「県立富士山麓山の村」の廃止に関して、御審議いただく。

3 今回のポイント

これまでの協議を踏まえ、施設のあり方（廃止）を決定する。

4 これまでの経緯

平成 29 年 6 月 ～30 年 3 月	静岡県立青少年教育施設等のあり方検討委員会 (教育委員会関係各課で構成)
平成30年 4 月19日	教育委員会定例会にて「静岡県立青少年教育施設等のあり方検討委員会」検討結果報告
～	あり方再検討
平成30年10月17日	教育委員会定例会委員協議会にて方針案説明、協議
平成30年11月 7 日 ～11月27日	設置条例廃止案に係る県民意見の募集
平成30年12月 5 日	教育委員会定例会にて県民意見募集結果の報告

5 今後のスケジュール

平成 31 年 2 月	県議会 条例廃止案 議案提出
3 月	教育委員会定例会 規則廃止案 議案上程

第15回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成 31 年度静岡県教員研修計画の策定	1
2	監査結果に関する報告	4

平成 31 年度静岡県教員研修計画の策定

(教育政策課・総合教育センター)

1 要旨

教育公務員特例法第 22 条の 4 の規定に基づき、静岡県教員育成指標を踏まえ、教員研修計画を策定した。

2 平成 31 年度教員研修計画の構成・内容

構成	内容
第 1 章 静岡県の教員に求められる資質能力	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の教育の基本目標：「有徳の人」の育成 ・静岡県が求める教員像：「学び続ける教職員」の育成 ・静岡県における校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教員に求められる資質・能力、教員のキャリアステージ、静岡県教員育成指標、静岡県校長育成指標）
第 2 章 静岡県の教員研修の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施の基本的な方針（基本研修、専門研修、特別研修） ・研修体系、関係機関との連携・協働、研修の効率的な実施 等
第 3 章 静岡県の平成 31 年度実施研修	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度実施予定の全ての研修について、静岡県教員育成指標に基づき、 <ul style="list-style-type: none"> ① どのキャリアステージに該当する研修か ※基礎・向上期、充実・発展期、深化・熟練期 ② どの資質能力を発揮・向上するための研修か ※教育的素養、総合的人間力、授業力、生徒指導力、教育業務遂行力、組織運営力 の 2 つの視点から位置付け

※第 3 章については、毎年度更新する。

3 研修体系の主な変更点

年次別研修

旧研修体系	新研修体系
初任者研修・2 年次研修	初任者研修・2 年次研修・ <u>3 年次研修</u>
5 年研経験者研修	6 年次研修・ <u>7 年次研修</u> ・ <u>8 年次研修</u>
中堅教諭等資質向上研修（11 年次）	中堅教諭等資質向上研修（11 年次・ <u>12 年次</u> ）

※7 年次、8 年次は高校のみ、12 年次は高校、特支のみ実施。

4 法改正・施策を反映した新規研修

No	研 修 名	対 象
86	マネジメント講座Ⅳ	全校種新任校長
103	小中学校における情報活用能力の育成 ープログラミング教育ー	小学校・中学校
48	LETS 教員対象研修	小学校
105	生徒の発信力強化のための英語指導力向上研修	中学校・高校

※番号は、「静岡県教員研修計画」第 3 章「静岡県の平成 31 年度実施研修」と同じ。

5 周知方法

(1) 学校・教員への周知

平成 31 年度研修ガイドブックに、教員向けに分かりやすく説明した資料を掲載
教員は、Web 上で閲覧可能

(2) 関係団体への周知

市町教育委員会や各校種の校長会等の代表へ周知・活用の依頼

(3) Web 上での公開

県教育委員会教育政策課HPへ掲載

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/kyouinikuseikyougikai.html>

県総合教育センターHPへリンク貼付

(参考) 教育公務員特例法等の一部を改正する法律 関係部分抜粋

(教員研修計画)

第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教育研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 任命権者が実施する第二十三條第一項に規定する初任者研修、第二十四條第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

二 任命権者実施研修の体系に関する事項

三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

四 研修を奨励するための方途に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

研修体系、こう変わる!

POINT① 学び続ける教員へ!

・継続的な学びにより
研修効果UP!

従来の研修体系	新しい研修体系
初任研 2年次研	初任研 2年次・3年次研
5年研経験者研修	6年次研修 7年次研修・8年次研修
中堅研(11年次)	中堅研(11年次・12年次)

(7年次、8年次は高校のみ。12年次は高校、特支のみ。)

- ✓ 複数年次化により継続的な学びの実現!
- ✓ 内容の精選に加え、複数年次化により1年間あたりの負担軽減

POINT③ 採用からの年数で研修実施!

従来の判断基準	新しい判断基準
経験年数を基準に 研修の対象者を決定	採用からの年数を基準に 研修の対象者を決定

(中堅研については、産休・育休などで充実発展期の入口に到達していないと判断する時は校長との相談により延期可。)

- ✓ 産休・育休期間も年数にカウントする
- ✓ 法定研のみ復帰時に欠席した年次研修を受講

POINT②

先生方の負担軽減!

	小中	高校	特支
初任研	校外6日減 校内増減なし	校外8日減 校内増減なし	校外8日減 校内増減なし
中堅研	校外5日減 校内10日減	校外2日減 校内10日減	校外2日減 校内10日減
初任研から 中堅研まで	校外10日減 校内10日減	校外4日減 校内4日減	校外10日減 校内10日減

- ✓ 法定研を中心に指標に基づいた研修を企画し、内容を精選!

POINT④

フォローアップ研修の実施!

異校種交流、産休・育休などで年次研修を受講できなかったとき

法定研を除き、欠席した年次の研修を復帰時に受講しない。代わりに、希望者は欠席した年次研修のフォローアップ研修を受講できる。(高校・特支)

- ✓ 特支は7年次以降にステップアップ研修を実施し、更なる資質向上を図りたい方へ対応

参考資料

監査結果に関する報告

(財務課)

1 平成 30 年度第 3 回の監査結果

(1) 指摘等事項の概要

平成 30 年 12 月 5 日に、今年度、第 3 回目の監査結果の報告があった。

今回は、平成 30 年 9 月 26 日から平成 30 年 11 月 20 日までに実施した県立学校等 23 所属の監査についての報告で、教育委員会については、2 件の指摘、5 件の注意が付された。

<指摘 2 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
袋井特別支援学校	件 名	交通加害事故の多発
	内 容	平成 29 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 4 件発生していた。
県立特別支援学校 (校名は非公表)	件 名	セクシュアル・ハラスメント行為の発生
	内 容	県立特別支援学校の教諭は、平成 30 年 7 月、職場の宴会の席上及び帰宅途中の同僚の自家用車内において、複数の女性教員に対して、胸、太腿、頬などの身体に触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。

<注意 5 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
富士宮西高等学校	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内 容	富士宮西高等学校の教諭は、平成 28 年の秋ごろから平成 30 年 2 月にかけて、部活動における指導の過程で複数の男子部員の頭部を平手、拳骨、用箋ばさみ等で叩く、腹部を拳骨で叩く等の体罰行為を繰り返し行った。
榛原高等学校	件 名	職員住宅貸付料（駐車料追加分）の調定漏れ
	内 容	職員住宅の入居者 1 人の貸付料（追加駐車料金 1 台分）について、平成 25 年 4 月から 30 年 9 月までの調定が漏れていた。
静岡中央高等学校	件 名	教員による遅刻・早退、職務専念義務違反、職務命令違反の発生
	内 容	静岡中央高等学校の教諭は、平成 29 年 9 月から 10 月にかけて、無断早退・遅刻により、計 4 回勤務を欠いた。また、平成 25 年度から 29 年度にかけて、生徒の学籍に関する書類の手続きを放棄する、職員会議、職員打合せを欠席する、勤務時間中にグラウンド脇で横になっているなど、職務専念義務に違反する行為を行った。加えて、平成 29 年度 8 月以降、休暇手続きに関する管理職の指示に従わない、年次有給休暇の時季変更に関する指示に従わない、教育委員会の事情聴取に応じないなど、職務命令に違反する行為を行った。
浜松視覚特別支援学校	件 名	非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り
	内 容	前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成 30 年度の非常勤職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。
西部の県立高等学校 (校名は非公表)	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内 容	西部の県立高等学校の教諭は、平成 29 年 10 月、担任をするクラスの生徒 1 人に対して、頭部付近を平手で 1 回叩き、腰付近を足で 1 回蹴りした。また、平成 29 年 9 月から 12 月頃、当該生徒に対して不適切な言動を繰り返したことにより、当該生徒に精神的な苦痛を与えるとともに、その他の複数生徒にも不適切な言動を行っていた。

(2) 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、平成 31 年 3 月 6 日までに監査委員へ報告する。